

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 7 月 1 日
【届出者の氏名又は名称】	CSMホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
【電話番号】	03 - 5208 - 4824
【事務連絡者氏名】	代表取締役 安達 保
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	CSMホールディングス株式会社 (東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、CSMホールディングス株式会社をいいます。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、SBIモーゲージ株式会社をいいます。
- (注 3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注 8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注 9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、別途定めがない限り行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注11) 本書中の「韓国公開買付け」とは、公開買付者が本公開買付けと並行して大韓民国（以下「韓国」といいます。）において対象者KDR（本書中に定義されます。）を対象として実施する公開買付けをいい、本公開買付け及び韓国公開買付けを総称して「日韓公開買付け」といいます。

第 1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

SBI モーゲージ株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 株式預託証券

対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を裏付資産として韓国預託決済院（以下「KSD」といいます。）により韓国で発行され韓国取引所有価証券市場（以下「KOSPI」といいます。）に上場している韓国預託証券（以下「対象者KDR」といい、「対象者普通株式」及び「対象者KDR」を総称して「対象者株券等」といいます。）

（注 1） 対象者KDRについては、KDR 1 個につき対象者普通株式 1 株に転換することが可能です。対象者KDRを対象者普通株式に転換する方法については、後記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の「 公開買付代理人」部分も併せてご参照ください。

（注 2） 本公開買付けにおいては、対象者株券等の全ての取得を目指していることから、公開買付者は、法第27条の2第5項及び令第8条第5項第3号の規定に従い、対象者の発行する全ての株券等について売付け等の申込みの勧誘を行う必要があり、買付け等をする株券等の種類に対象者KDRを含めております。一方で、対象者KDRについては、韓国の上場証券であることから、韓国資本市場と金融投資業に関する法律、同法施行令及び施行規則、証券の発行及び公示等に関する規程、その他韓国の関連法令の規制により、日本国の居住者である公開買付者が韓国外で実施される本公開買付けにおいてその取得を行うことが困難であることが判明しております。従いまして、本公開買付けにおいては対象者普通株式の応募のみを受け、対象者KDRの応募の受け付けは行われません。韓国公開買付けではなく本公開買付けへの応募を希望する対象者KDRの所有者においては、対象者KDRを対象者普通株式に転換の上、ご応募ください（後記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の「 公開買付代理人」部分も併せてご参照ください。）。

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者株券等を取得及び保有し日韓公開買付け終了後に対象者の事業活動の支配管理することを主たる目的として平成26年 5 月20日に設立された株式会社です。本書提出日現在、公開買付者の株式については後述のカーライル・グループに属する投資ファンドでありケイマン諸島法に基づき平成26年 5 月 2 日に設立されたりミテッド・パートナーシップであるCJP CSM Holdings, L.P.（以下「カーライル・ファンド」といいます。）により100%保有されています。

カーライル・グループはグローバルに展開するオルタナティブ（代替）投資会社であり、平成26年 3 月末現在、11の重点産業領域において投資活動を行う120の独自ファンド及び133のファンド・オブ・ファンズを運用、運用総額は約1,990億ドルにのぼり、世界中のあらゆるマーケットの投資機会にアクセスしています。世界 6 大陸の38のオフィスに1,600名以上の社員がおり、幅広い業種において「コーポレート・プライベート・エクイティ」、「リアルアセット」、「グローバル・マーケット・ストラテジー」及び「ファンド・オブ・ファンズソリューションズ」の 4 つの分野で投資活動を行っています。

この度、公開買付者は平成26年 6 月27日付で、対象者株券等を対象として、1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を18,000ウォン（注）とする本公開買付けの実施を決定いたしました。

（注） 本公開買付価格は18,000ウォンですが、日本での公開買付けに応募された対象者株券等の代金につき韓国ウォン建てで決済を行うことは困難であるため、本公開買付けにおいては、韓国ウォンを円貨換算して本公開買付けに応募しようとする対象者の株主（以下「応募株主等」といいます。）に対する売却代金の決済を行うこととします。具体的には、本公開買付価格である18,000ウォンを、買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の最終日の前営業日である平成26年 8 月11日午後 2 時現在のロイター・スクリーンのKFTC30ページに表示される 1 米ドルに対する韓国ウォンの売値と買値から算出される仲値及びJPNUページに表示される 1 米ドルに対する日本円の売値と買値から算出される仲値を基にして算出される円に対する韓国ウォンの外国為替レートに基づいて円貨換算（小数点以下四捨五入）し、更に、当該円貨換算した金額に応募株主等から買い付けられた対象者普通株式の数を乗じて得られる金額を、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人であるみずほ証券株式会社から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受け付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

本公開買付けは、本公開買付けと並行して韓国で行われる韓国公開買付けと併せて、対象者株券等の全てを取得することを目的とするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として実施されるものです。そのため、本公開買付けにおいては買付予定数の上限及び下限を設けておらず、公開買付者は応募株券等の全部の買付

けを行います。なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設けておりませんが、KOSPIにおける対象者KDRの上場来最高値（17,200ウォン、平成25年10月4日終値ベース）を超える価格を本公開買付価格として設定し十分なプレミアムを付していることや、公開買付期間を比較的長期間とすることで少数株主の応募に対する適切な判断機会を提供していること、対象者における第三者委員会による検討を始めとする公正性担保措置が講じられていること等を通じて対象者の少数株主の利益に配慮しております。

公開買付者は、平成26年6月27日付で下記 から に記載する対象者KDRの所有者（総称して以下「本応募者」といいます。）との間で、それぞれ、本応募者が所有する全ての対象者KDRを対象者普通株式に転換して本公開買付けへ応募することを合意し公開買付応募契約（総称して以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。各本応募契約の概要については後記「(7) 本公開買付けに関する合意」をご参照下さい。

対象者の親会社であるSBIホールディングス株式会社（以下「SBIホールディングス」といいます。）所有KDR数：12,170,612個（12,170,612株相当）、所有KDRが相当する株式数が対象者の発行済株式総数23,741,000株（対象者の平成26年6月27日付第14期有価証券報告書に記載された平成26年3月31日現在の数）に占める割合（以下「所有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入しております。）：51.26%

対象者の第2位の対象者KDRの所有者であるSBIブロードバンドファンド1号投資事業有限責任組合（所有KDR数：1,654,000個（1,654,000株相当）、所有割合：6.97%

対象者の第4位の対象者KDRの所有者であるSBIインキュベーション株式会社（所有KDR数：1,198,100個（1,198,100株相当）、所有割合：5.05%

対象者の第5位の対象者KDRの所有者であるSBI Jefferies Asia Fund L.P.（所有KDR数：432,194個（432,194株相当）、所有割合：1.82%

対象者の第5位（前記のSBI Jefferies Asia Fund L.P.と所有KDR数が同じため同順位となります。）の対象者KDRの所有者であるPNB-SBI ASEAN Gateway Fund Ltd.P.（所有KDR数：432,194個（432,194株相当）、所有割合：1.82%

対象者の元代表取締役会長執行役員CEOであり、対象者の第9位の対象者KDRの所有者である円山法昭氏（所有KDR数：343,900個（343,900株相当）、所有割合：1.45%

対象者の第10位の対象者KDRの所有者であるソフトバンク・インターネットファンド（所有KDR数：333,000個（333,000株相当）、所有割合：1.40%

対象者の代表取締役会長執行役員CEOでありSBIホールディングスの代表取締役執行役員社長を兼任する北尾吉孝氏（以下「北尾氏」といいます。）所有KDR数：122,950個（122,950株相当）、所有割合：0.52%

対象者の代表取締役社長執行役員COOである直海知之氏（以下「直海氏」といいます。）所有KDR数：90,140個（90,140株相当）、所有割合：0.38%

なお、本公開買付けへの応募が合意されている本応募者の所有にかかる対象者KDR数は合計16,777,090個（合計16,777,090株相当、所有割合の合計：70.67%）となります。

また、公開買付者は、本公開買付けに係る決済等に要する資金の一部に充当する目的で、本公開買付けの成立を条件として、株式会社みずほ銀行から総額240億円を上限に借入れ（以下「本買収ローン」といいます。）を行うことを予定しております。本買収ローンに係る融資条件の詳細については別途協議の上で融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンにおいては、本買収ローンの担保として、カーライル・ファンドが保有する公開買付者の株式及び日韓公開買付けにより取得する対象者普通株式並びに公開買付者の保有する一定の資産に担保権が設定されること、更に、対象者が公開買付者の完全子会社となった後は、対象者を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、対象者の一定の資産に本買収ローンを担保する担保権が設定されること等が規定される予定です。

また、本公開買付けが成立した場合において、公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日の5営業日前までにSBIホールディングスより普通株式で20億円の出資（以下「本SBIホールディングス出資」といいます。）及び本公開買付けの決済の開始日の2営業日前までに東京海上メザニン株式会社（以下「TMMZ」といいます。）を無限責任組合員とする東京海上メザニン1号投資事業有限責任組合（以下「TMMZ1号」といいます。）より優先株式で50億円の出資（以下「本メザニン出資」といいます。）をそれぞれ受けることを予定しております。本SBIホールディングス出資に関しては、公開買付者はSBIホールディングスとの間で平成26年6月27日付けで出資契約（以下「本出資契約」といいます。）を締結しており、また、カーライル・ファンドは、SBIホールディングスとの間で平成26年6月27日付けで株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結しておりますが、これらの契約の概要については、下記「(7) 本公開買付けに関する合意」の記載をご参照下さい。また、本メザニン出資に係る出資条件の詳細については別途協議の上で公開買付者とTMMZ1号との間で締結される投資契約（以下「本投資契約」といいます。）及びカーライル・ファンドとTMMZ1号との間で締結される株主間契約（以下「本株主間契約（優先株主）」といいます。）において定めることとされております。本投資契約においては、本書の添付書類である出資証明書記載の前提条件の成就を条件としてTMMZ1号が本メザニン出資を引き受けること、公開買付者がTMMZ1号に対し希薄化後保有割合が2.0%となる数の公開買付者の普通株式に転換可能な新株予約権を発行すること、本メザニン出資の対象である優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権及び普通株式を対価とする取得請求権の行使制限等が規定される予定です。また、本株主間契約（優先株主）においては、カーライル・ファンドが有する公開買付者の株式を譲渡する場合におけるTMMZ1号のカーライル・ファンドに

に対する売却参加請求権及びカーライル・ファンドのTMMZ 1号に対する共同売却請求権等が規定される予定です。

なお、本公開買付けを含む日韓公開買付けに係る決済等に要する資金の一部に充当する目的で、カーライル・ファンドは平成26年6月26日付で公開買付者に普通株式で170億円の出資を行っております。

対象者が平成26年6月30日に公表した「CSMホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成26年6月27日開催の対象者取締役会において、日韓公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者株券等の所有者の皆様に対して日韓公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのこととです。詳細については、下記「(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の記載をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、親会社であるSBIホールディングス（東京証券取引所第一部に上場）、その連結子会社175社及び持分法適用会社38社（平成26年3月末現在）により構成される企業集団であるSBIグループの金融サービス事業に属しております。

対象者は、証券化を資金調達手段とし、住宅ローンのオリジネーション（貸付）及びサービシング（回収）を行う、いわゆるモーゲージバンク事業を営んでおります。対象者の住宅ローン債権については、原則として住宅金融支援機構や信託銀行などの民間金融機関にそれぞれ債権譲渡又は信託譲渡され、当該住宅ローン債権を裏付資産とする住宅ローン担保証券（Mortgage-Backed Securities）又は信託受益権が発行され、投資家へ販売され、これに伴い、対象者は、資金調達リスク、金利変動リスク、信用リスクなど事業運営に関わる各種リスクの最小化を図っております。また、対象者は住宅金融支援機構や信託銀行から委託を受けて、債権譲渡又は信託譲渡後の住宅ローン債権に関する債権回収業務を行っております。

本書提出日現在、対象者は35年の全期間固定金利型の住宅ローンである「フラット35」（注）を主軸としつつ、商品競争力の低下を食い止めるべく、「フラット35」を補完する独自商品ラインナップとして最高10割までのローン実行を可能にする「SBIフラットα」、「フラット35」が実行される前の土地取得時向けローンである「SBIフラットつなぎ」、中古住宅購入費用とリフォーム費用の同時借入を可能にした商品である「SBIフラットリフォーム」を展開しております。また、民間金融機関と提携した変動・固定金利選択型ローンである「SBIフリーダム」を平成25年1月より投入し商品の幅を広げることで、総合住宅ローン金融機関への飛躍を目指しております。

対象者は、平成12年6月にソフトバンク・ファイナンス・カード株式会社として創業し、同年11月よりグッドローン株式会社に商号変更を行って住宅ローン事業に転換を行いました。平成13年5月に、日本初のモーゲージバンクとして30年固定金利住宅ローンである「グッド住宅ローン」の取り扱いを開始し、住宅ローン貸出を専門とする日本初のモーゲージバンクとしての事業を開始しております。平成16年12月には、当時の住宅金融公庫（現在の住宅金融支援機構）との提携により、「フラット35」の取扱を開始するなど、顧客ニーズに合わせた商品開発を行うことにより、順調に事業を拡大してきました。その後、平成17年1月にはグッド住宅ローン株式会社に、平成17年5月には現商号であるSBIモーゲージ株式会社へと商号変更を行っております。創業以来、インターネットによる全期間固定金利型住宅ローンの顧客開拓及び販売に注力しており、代表商品である「フラット35」は業界最低水準の金利や最先端のシステム基盤を活かすことで、平成25年度（平成26年3月末時点）まで4年連続でNo.1シェアを獲得しております。平成19年2月からは、インターネットのみでは不十分だったお客様へのコンサルティングサービスの拡充を図るため、フランチャイズ方式による代理店の全国展開を推進しており、同年4月には住宅ローン残高が3,000億円を突破、更に、全国170店舗以上の対面型店舗による販売力の成果もあって、平成23年3月には住宅ローン残高が9,000億円を、平成25年5月には2兆円を突破するなどこれまで順調に業容を拡大してきました。対象者は、平成26年3月末現在、日本全国に175店舗、代理店運営法人数は関東を中心に56社展開しており、対象者の主力販売チャネルとなっています。対象者の店舗においては、お客様へのコンサルティングサービスや住宅ローンの申し込み、契約に関する手続など幅広いサービスをフェイス・トゥ・フェイス（対面）で提供しております。対象者は、今後も新規出店を進め、住宅ローンの拡大に努めていく方針であります。なお、平成26年3月期の単体決算においては、堅調な住宅着工件数に支えられ住宅ローン残高が拡大したことにより、営業収益12,968百万円（前年同期比8.0%増）、当期純利益2,353百万円（前年同期比18.0%増）を記録し増収増益を達成しております。なお、国際会計基準に従った場合、単体決算では、純営業収益12,121百万円（前年同期比5.2%増）、当期純利益2,400百万円（前年同期比2.5%増）となり、連結決算では、営業収益12,394百万円（前年同期比7.5%増）、当期純利益2,524百万円（前年同期比7.9%増）となります。

一方で、グローバルに展開するオルタナティブ（代替）投資会社であるカーライル・グループは、日本国内における新規投資先の調査・検討を行う中で、対象者の事業に注目するようになり、対象者の成長性及び最適な経営体制等について、予備的な調査・検討を行ってまいりました。当該検討の結果、今後日本国内の将来的な人口減少により住宅ローン市場の長期的な縮小が予想される中、将来の金利上昇懸念を踏まえると、長期の固定金利住宅ローン商品である「フラット35」が住宅ローン市場全体に占める比率は底堅く推移すると想定されるものの、「フラット35」の金額ベースでの大きな拡大は見込まれないとの認識に至りました。

そこで、カーライル・グループは、対象者が当該環境下において今後も長期に亘って現在の企業価値水準を維持し、また、更に向上を図るためには、機動的な経営体制の下でスピーディーかつ柔軟な経営判断を行っていくことが必要であるとの考えを有するに至りました。また、本書提出日現在、対象者はSBIホールディングスの連結子会社として同グループと人的及び取引関係において事業上協力する体制にありますが、カーライル・グループは、SBIグループのブランド及び対象者の現状の事業基盤を活かしつつ、カーライル・グループの経験豊富なスタッフの助言を対象者の経営に活かし、上記のような経営施策に取り組むことが妥当であると判断するに至りました。もっとも、上記を実行に移す際には、その効果が現れるまでには相応の時間がかかる場合もあり、また一時的に対象者の期間損益が悪化する可能性もあることから、対象者株券等の所有者の皆様にごこのようなリスクを負担していただくことを回避するためには、カーライル・グループにおいては、対象者を非公開化することが最善の手段であるとの結論に至りました。更に、対象者を非公開化することにより、対象者の経営の自由度が増す中で、外部環境の変化に柔軟に対応し、かつ迅速な意思決定のもとで機動的な経営戦略を実行していくことが可能になるとの判断のもと、カーライル・グループは平成25年11月中旬に対象者に対して非公開化の提案を行いました。

対象者は、かねてよりカーライル・グループと同様の経営課題を認識していたことから、カーライル・グループの非公開化に関する提案を検討した後、カーライル・グループ及び対象者は平成25年12月下旬から非公開化に関する協議を開始しました。

更に、カーライル・グループは対象者の親会社であるSBIホールディングスに対しても同社の所有する対象者KDRの本公開買付けへの応募及び対象者を非公開化することの是非について平成26年3月上旬頃から協議を開始しました。その後、カーライル・グループは、対象者との間で、対象者の今後の経営方針及び企業価値向上策、本公開買付価格をはじめとする日韓公開買付けの諸条件その他本取引に関する協議・交渉を重ねる一方、SBIホールディングスとの間で本公開買付けへの応募及び公開買付者への出資について協議・交渉を行いました。

以上の過程を経て、公開買付者は、平成26年6月27日に、本公開買付けを含む日韓公開買付けの実施を決定いたしました。

公開買付者は、日韓公開買付け終了後、対象者に対し役員を派遣することを検討しておりますが、その具体的な人数、時期及び候補者等については、日韓公開買付け終了後に対象者と相談の上決定する予定であり、現時点において決定しておりません。また、公開買付者は、上記の役員派遣の検討を除き、現時点において、対象者の役員構成に関して具体的な検討を行っているものではありません。なお、カーライル・ファンドは、日韓公開買付けの成立後、対象者の代表取締役社長執行役員COOである直海氏との間で、対象者のガバナンス体制やコンプライアンス体制に関して経営委任契約を締結する予定です。

(注) 住宅金融支援機構による証券化支援事業を基にして、対象者などのモーゲージバンク、また銀行及び信用金庫を含む民間金融機関と共同で住宅購入者に提供する長期固定金利の住宅ローン商品の名称。

(3) 本公開買付価格の検討

本公開買付価格に関し、対象者KDRと対象者普通株式は1対1の関係にあることから、いずれも同額である18,000ウォンといたしました。

本公開買付価格である18,000ウォンは、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成26年6月27日のKOSPIにおける対象者KDRの終値15,100ウォンに対して19.21%（小数点第三位を四捨五入し、以下プレミアムの計算において同様とします。）、同日までの過去1ヶ月間（平成26年5月28日から同年6月27日まで）の終値の単純平均値13,817ウォン（小数点以下を四捨五入し、以下終値の単純平均値の計算において同様とします。）に対して30.27%、同日までの過去3ヶ月間（平成26年3月28日から同年6月27日まで）の終値の単純平均値13,419ウォンに対して34.14%、同日までの過去6ヶ月間（平成25年12月30日から平成26年6月27日まで）の終値の単純平均値12,626ウォンに対して42.56%、同日までの過去1年間（平成25年6月28日から平成26年6月27日まで）の終値の単純平均値13,470ウォンに対して33.63%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。その他詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照ください。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、また利益相反を回避する観点から、以下の措置を講じております。

対象者プロジェクトチームによる協議・検討・交渉等

対象者プレスリリースによれば、対象者は、カーライル・グループから日韓公開買付けを含む本取引に関する提案を受け、本取引に関する対象者の取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を可及的に排除し、対象者の企業価値向上については株主共同の利益の観点から本取引につき協議、検討及び交渉することを目的として、本取引に特別の利害関係を有しない対象者の執行役員である土門智康氏及び若松智彦氏で構成される、対象者プロジェクトチームを平成26年3月下旬に設置し、対象者プロジェクトチームにおいて、上記の観点から日韓公開買付けを含む本取引の是非等につき協議及び検討し、カーライル・グループとの間で、多数回にわたって協議及び交渉を行ったとのことです。

具体的には、対象者プロジェクトチームは、平成26年3月下旬より、本取引についての協議及び検討を重ね、下記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の公開買付者及び対象者から独立したアドバイザーとも協議し、対象者の企業価値向上については株主共同の利益の観点から、対象者の事業計画の策定及びこれに基づく企業価値の算定並びに本取引の目的の整理、本取引における各種手続を公正に進めるために必要な事項等に加え、日韓公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に協議及び検討を行い、カーライル・グループとの間で、多数回にわたって協議及び交渉を行ったとのことです。

なお、対象者の代表取締役会長執行役員CEOである北尾氏は、公開買付者との間で、自ら本公開買付けへの応募を合意し、また、本公開買付けへの応募及び公開買付者への出資を合意している対象者の親会社であるSBIホールディングスの代表取締役執行役員社長を兼任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者プロジェクトチームのメンバーに選任されておらず、対象者プロジェクトチームにおける上記の検討等に一切関与していないとのことです。また、対象者の代表取締役社長執行役員COOである直海氏は、公開買付者との間で本公開買付けへの応募を合意し、また、カーライル・ファンドとの間で本取引後も継続して対象者の経営にあたることについて合意することを予定しているため、同様の観点から、対象者プロジェクトチームのメンバーに選任されておらず、対象者プロジェクトチームにおける上記の検討等に一切関与していないとのことです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意見を表明するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）に対象者普通株式及び対象者KDRの価値算定を依頼したとのことです。なお、KPMGは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

KPMGは、対象者プロジェクトチームから対象者の事業の現状を反映した最新の財務予測等の資料の提供を受け、それらの情報を踏まえた一定の前提条件の下で、株式市価法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者普通株式の1株当たりの株式価値及び対象者KDRの1KDR当たりの価値の分析を行い、対象者は、平成26年6月27日付でKPMGより対象者普通株式及び対象者KDRの価値算定書（以下「KPMG価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、対象者は、KPMGから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値及び対象者KDRの1KDR当たりの価値は以下のとおりとのことです。

株式市価法 12,593ウォン（1,257円）から15,000ウォン（1,497円）

DCF法 16,046ウォン（1,601円）から19,879ウォン（1,984円）

株式市価法については、対象者KDRは上場しており、市場価格が直接参照可能であるため、KPMGは株式市価法を採用したとのことです。株式市価法では、平成26年6月26日を評価基準日として、KOSPIにおける対象者KDRの市場価格及び出来高の推移を勘案し、基準日における普通取引終値15,000ウォン（1,497円）、直近1ヵ月間の終値の単純平均値13,752ウォン（1,372円）、直近3ヵ月間の終値の単純平均値13,360ウォン（1,333円）及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値12,593ウォン（1,257円）を基に、対象者普通株式の1株当たりの株式価値及び対象者KDRの1KDR当たりの価値の範囲を12,593ウォン（1,257円）から15,000ウォン（1,497円）までと分析したとのことです。

DCF法については、評価対象企業の将来キャッシュフローを基礎とするため、対象者の超過収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であることから、KPMGはDCF法を採用したとのことです。DCF法では、エクイティ・キャッシュフロー法（株主に帰属するキャッシュフローを適正な資本コストで割引評価する方法）により、対象者及び対象者の子会社であるSBIリース株式会社（以下「SBIリース」といいます。）の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成27年3月期から平成29年3月期までの3期分の対象者及びSBIリースの財務予測に基づき、対象者及びSBIリースの事業活動によって生み出される平成27

年3月期以降の将来のエクイティ・キャッシュフロー（当期純利益に、減価償却費、設備投資並びに有利子負債の増減等を考慮した金額）を、株主資本コストにて現在価値へ割り引き、対象者及びSBIリースの1株当たりの株式価値を調整後、合算し（注）、対象者普通株式及び対象者KDRの価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値及び対象者KDRの1KDR当たりの価値の範囲を16,046ウォン（1,601円）から19,879ウォン（1,984円）までと分析しているとのことです。対象者の割引率は11.0%を採用し、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は2.0%として算定し、他方、SBIリースの割引率は11.3%を採用し、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は2.0%として算定しているとのことです。なお、DCF法の算定の前提とした対象者の事業計画においては、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれておりますが、これは主として、新規出店に伴う売上の増加を見込んでいるためとのことです。他方、DCF法の算定の前提としたSBIリースの事業計画においては、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。

（注） 対象者及びSBIリースは、内部取引を行っておらず、両者の国際会計基準に基づく損益計算書の数値を合算すれば、国際会計基準に基づく連結損益計算書の数値となるため、両者の1株当たりの株式価値をそれぞれ算定し、合算することとしているとのことです。

DCF法の算定の前提とした対象者及びSBIリースの財務予測の具体的な数値は以下のとおりとのことです。なお、DCF法の算定の前提とした対象者の事業計画は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。以下同じです。）（以下「財務諸表等規則」といいます。）及び国際会計基準に基づいて作成され、SBIリースの事業計画は国際会計基準に基づいて作成されていることから、以下の数値は、対象者は財務諸表等規則に従った数値であり、SBIリースは国際会計基準に従った数値とのことです。

（対象者（財務諸表等規則による数値））

（単位：百万円）

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
営業収益	13,962	17,630	21,192
税引前当期純利益	3,882	5,145	6,378
当期純利益	2,498	3,311	4,105
エクイティ・キャッシュフロー	1,002	3,323	2,789

（対象者（国際会計基準による数値））

（単位：百万円）

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
純営業収益	12,846	15,588	18,202
税引前純利益	4,130	5,365	6,573
当期純利益	2,658	3,453	4,230

（SBIリース）

（単位：百万円）

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売上高	7,009	9,338	11,446
税引前純利益	424	483	578
当期純利益	273	311	372
エクイティ・キャッシュフロー	327	398	299

対象者取締役会は、KPMGより、対象者普通株式及び対象者KDRの価値算定に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、KPMGによる上記算定結果の合理性を確認しているとのことです。

なお、対象者KDRの1KDR当たりの価値は対象者普通株式の1株当たりの株式価値と同一となるとのことです。
(注) 上記の対象者KDRの価値算定に際して、1円=10.02ウォン(平成26年6月26日時点の株式会社三菱東京UFJ銀行における対顧客直物電信売買相場仲値に基づく換算率)により算出しているとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者プロジェクトチームは、本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立したリーガルアドバイザーであるTMI総合法律事務所(以下「TMI」といいます。)を選任し、TMIから、本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、日本法の観点から、法的助言を得ているとのことです。

対象者における第三者委員会による検討

対象者プレスリリースによれば、対象者プロジェクトチームは、平成26年4月18日に、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の公正性、(c)本取引により対象者株券等の所有者の皆様へ交付される対価の妥当性、及び(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本取引が対象者の少数株主にとって不利益であるか否か((a)乃至(d)の各事項を総称して、以下「本諮問事項」といいます。)について諮問するための機関として第三者委員会を設置し、これらの点についての答申を対象者プロジェクトチームに提出することを委嘱したとのことです。当該第三者委員会は、公開買付者及び対象者の取締役会からの独立性が高い、対象者の社外取締役である六川浩明氏(弁護士、小笠原六川国際総合法律事務所)及び対象者の監査役である穴田卓司氏(公認会計士、佐藤総合法律事務所)(注)、並びに外部有識者である鈴木健太郎氏(弁護士、柴田・鈴木・中田法律事務所)によって構成されており、平成26年4月18日から同年6月25日にかけて合計5回開催されたとのことです。第三者委員会は、対象者プロジェクトチームから、カーライル・グループ及び公開買付者の提案内容、並びに本公開買付けを含む本取引の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について説明を受け、対象者プロジェクトチームとの間で、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。また、第三者委員会は、第三者算定機関であるKPMGから、同社の公開買付者及び対象者からの独立性について説明を受け、同社との間で、公開買付者の提案内容及び対象者KDRの価値算定に関して財務的見地から質疑応答を行い、また、リーガルアドバイザーであるTMIから、同事務所の公開買付者及び対象者からの独立性について説明を受け、必要に応じて、本取引に係る手続の公正性等について助言を得たとのことです。

(注) 穴田卓司氏は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第2条第16号に定める社外監査役ではありませんが、これは、平成23年5月から平成25年6月まで社外取締役を務めたことのみが理由であり、同氏がこれまで対象者の業務執行に一切関与したことがないこと等に鑑みれば、公開買付者及び対象者の取締役会からの独立性は担保されているとのことです。

第三者委員会は、このような経緯の下で、これらの検討結果を前提に本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、(ア)本公開買付けを含む本取引の意義及び目的について、対象者プロジェクトチームから前記「(1)本公開買付けの概要」、「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」及び「(3)本公開買付価格の検討」に記載の内容と同様の説明を受けたところ、その説明及びその他の資料を総合しても、本取引の目的につき公正性を疑わせる事情は認められないこと、(イ)本取引における対象者取締役会の意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するために「(4)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等日韓公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載の各措置が実施されていること、(ウ)本公開買付価格は、利益相反を回避するための各措置を講じた上で、対象者プロジェクトチームとカーライル・グループとの間の真摯な交渉を経て決定された価格でもあり、KPMGから提出を受けたKPMG価値算定書の内容に不合理な点はなく、本公開買付価格の水準は、我が国における過去の同種事案の裁判例に照らして、公正と判断される可能性が高いと考えられること、及び(エ)日韓公開買付け後において予定されている本完全子会社化手続(詳細は、後記「(6)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおりです。)において、本完全子会社化手続を実施する場合には、対象者株券等の各所有者の皆様へ交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に対象者株券等の各所有者の皆様が所有していた対象者KDRの数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であることが本公開買付届出書等で明示される予定であることなどを踏まえ、平成26年6月27日に、対象者取締役会に対し、(a)本公開買付けを含む本取引により、対象者の企業価値の向上があると見込まれ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、また、(c)本取引により対象者株券等の所有者の皆様へ交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引は対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする答申書(以下「本答申書」といいます。)を提出したとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、KPMGから取得したKPMG価値算定書、TMIから得た法的助言及び第三者委員会から提出された本答申書その他の関連資料等を踏まえ、本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行ったとのこと。対象者は、SBIグループのブランド及び対象者の現状の事業基盤を活かしつつ、カーライル・グループの経験豊富なスタッフの助言を対象者の経営に活かし、対象者の経営施策に取り組みつつ、当該経営施策を実行に移す際には、その効果が現れるまでには相応の時間がかかる場合もあり、また一時的に対象者の期間損益が悪化する可能性もあることから、対象者株券等の所有者の皆様にとこのようなリスクを負担していただくことを回避するため、日韓公開買付けを実施し、対象者を非上場化するとともに、対象者が公開買付者の完全子会社となることが、対象者として最善の選択肢であると判断するに至ったとのこと。その上で、KPMGから取得したKPMG価値算定書、TMIから得た法的助言、第三者委員会から提出された本答申書その他の関連資料等を踏まえれば、本公開買付価格及び日韓公開買付けに係るその他の諸条件は対象者株券等の所有者の皆様にとって妥当であり、日韓公開買付けは、対象者株券等の所有者の皆様に対して合理的な対象者株券等の売却の機会を提供するものであると判断し、平成26年6月27日開催の対象者の取締役会において、対象者の代表取締役会長執行役員CEOである北尾氏（SBIホールディングス代表取締役執行役員社長を兼任）及び対象者の代表取締役社長執行役員COOである直海氏を除く取締役の全員一致で、日韓公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者株券等の所有者の皆様に対して日韓公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのこと。

なお、対象者の代表取締役会長執行役員CEOである北尾氏は、公開買付者との間で、自ら本公開買付けへの応募を合意し、また、本公開買付けへの応募及び公開買付者への出資を合意している対象者の親会社であるSBIホールディングスの代表取締役執行役員社長を兼任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場においてカーライル・グループ及び公開買付者との協議及び交渉にも参加していないとのこと。また、対象者の代表取締役社長執行役員COOである直海氏は、公開買付者との間で本公開買付けへの応募を合意し、また、カーライル・ファンドとの間で本取引後も継続して対象者の経営にあたることについて合意することを予定しているため、同様の観点から、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場においてカーライル・グループ及び公開買付者との協議及び交渉にも参加していないとのこと。

また、上記対象者の取締役会には、対象者の全ての監査役が参加し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が日韓公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者株券等の所有者の皆様に対して日韓公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べているとのこと。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間を法に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けについては平成26年7月1日から平成26年8月12日までの30営業日に設定しており、韓国公開買付けについても同様に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者KDRの所有者及び対象者KDRを対象者普通株式に転換する皆様に日韓公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株券等について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、日韓公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株券等の全部取得を目指しており、日韓公開買付終了後、関連法令上、許容される手続及び方法により必要に応じて関係機関の承認を得た上、対象者KDRの上場廃止を進める予定です。上場廃止後は、対象者KDRをKOSPIにおいて取引することはできません。

(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、日韓公開買付けにより、対象者の発行済株式の全てに相当する対象者株券等を取得できなかった場合には、日韓公開買付けの終了後に、公開買付者が対象者の発行済株式の全てを所有し、対象者を完全子会社化するために必要となる手続又は措置（以下「本完全子会社化手続」といいます。）の実施を企図しております。

具体的には、本件がKOSPI上場の日本企業の完全子会社化を目指す前例のない取引であることも踏まえ、日韓公開買付けの完了後、公開買付者は、関連当局と協議の上、適用ある法令等に照らして本完全子会社化手続を実施することが可能であると合理的に認められる場合には、速やかに（公開買付者としては、日韓公開買付けの終了後1年以内を目標としております。）、会社法に定める全部取得条項付種類株式を利用する方法により対象者を公開買付者の完全子会社とする手続を実施することを検討しております（注）。本完全子会社化手続を実施する場合には、日韓公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者株券等の所有者の皆様に対しては、それぞれが所

有する対象者株券等が公開買付者又は対象者に取得されることへの対価として、原則的に本公開買付価格である18,000ウォンに当該対象者株券等の所有者が所有していた当該対象者株券等の数を乗じた金額に相当する金銭を交付する予定です。

将来、本完全子会社化手続の実施を決定した場合の具体的な時期、手続（上記の金銭の交付手続を含みます。）等については、決定次第対象者が別途速やかに開示する予定です。

（注） 公開買付者は、現時点で、本完全子会社化手続を除き、対象者株券等の追加取得の実施を具体的に想定しているものではありませんが、日韓公開買付終了後、関連当局と協議の上、適用ある法令等に照らして本完全子会社化手続を実施するために必要と認められる場合には、対象者株券等の追加取得の検討を行う可能性を否定するものではありません。

（7）本公開買付けに関する合意

公開買付者は、各本応募者との間で、それぞれ平成26年6月27日付けで本応募契約を締結するとともに、SBIホールディングスとの間で平成26年6月27日付けで本出資契約を締結しております。また、カーライル・ファンドは、SBIホールディングスとの間で平成26年6月27日付けで本株主間契約を締結しております。これらの契約の概要は以下のとおりです。

（ ）本応募契約

本応募契約において、各本応募者は、それぞれが所有する全ての対象者KDRを対象者普通株式に転換して本公開買付けへ応募することを合意しております（各本応募者が所有する対象者KDR数は合計16,777,090個（合計16,777,090株相当、所有割合の合計：70.67%）となります。）。なお、かかる本応募者の義務の履行は、

本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、本応募契約締結日から本公開買付開始日までのいずれの時点においても、本応募契約において公開買付者が本応募者に対して行う表明及び保証（注1）に重大な誤りが存在しないこと、公開買付者について、本応募契約に定める義務（注2）の重要な違反が存しないことを前提条件としております。但し、各本応募者は、その任意の裁量により、これらの前提条件を放棄することができる旨も併せて定められております。また、本応募契約において、本応募者は、公開買付者の事前の書面による承諾がない限り、応募を解除できないものとされています。

（注1） 本応募契約において、公開買付者は、本応募者に対し、本応募契約の締結及び履行、法的拘束力及び強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、反社会的勢力への非該当、及び腐敗行為防止法等の遵守について、表明及び保証を行っております。

（注2） 本応募契約において、公開買付者は、秘密保持義務等の一般的な義務を負っております。

（ ）本出資契約

本出資契約において、SBIホールディングスは、公開買付者に対して、平成26年8月13日付で、公開買付者の普通株式を引受ける方法により20億円を出資することを合意しております。

（ ）本株主間契約

本株主間契約において、カーライル・ファンド及びSBIホールディングスは、以下に記載の事項を合意しております。

SBIホールディングスが有する公開買付者の株式の譲渡制限

カーライル・ファンドが有する公開買付者の株式を譲渡する場合における、SBIホールディングスのカーライル・ファンドに対する売却参加請求権

カーライル・ファンドが有する公開買付者の株式を譲渡する場合における、カーライル・ファンドのSBIホールディングスに対する共同売却請求権

SBIホールディングスによる対象者に対する「SBI」ブランドの使用継続の許諾及び対象者がSBIグループ（SBIホールディングス並びにその子会社及び関連会社をいいます。）と締結している契約又はSBIグループから提供を受けている役務の継続

SBIホールディングスによる競業避止義務及び引拔禁止

４【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

（１）【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成26年 7 月 1 日（火曜日）から平成26年 8 月12日（火曜日）まで（30営業日）
公告日	平成26年 7 月 1 日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

（２）【買付け等の価格】

株券	対象者普通株式 1 株につき金18,000ウォン
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 （ ）	—
株券等預託証券 （韓国預託証券）	対象者KDR 1 個につき金18,000ウォン
算定の基礎	本公開買付価格に関し、対象者KDRと対象者普通株式は1対1の関係にあることから、いずれも同額である18,000ウォン（注）といたしました。かかる本公開買付価格は、公開買付者が、対象者が公表している財務情報及び事業戦略、対象者KDRの上場市場であるKOSPIにおける上場時からの市場価格の推移、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、本公開買付けに応募することに合意しているSBIホールディングスを始めとする本応募者及び対象者との協議及び交渉の結果、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を多面的かつ総合的に考慮の上、最終的に平成26年 6 月27日に決定したものです。また、本公開買付価格の対価として、ウォンを選択した理由は、本公開買付けと並行して韓国公開買付けも実施しているところ、対象者KDRの上場市場であるKOSPIにおける取引通貨がウォンであり、対象者KDR所有者に配慮したためです（本書提出日時点、対象者普通株式は当該株式を裏付資産として全て対象者KDRとして発行されているため、対象KDRの所有者のみが存在する状態です。）。なお、公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が公表している財務情報及び事業戦略、対象者KDRの上場市場であるKOSPIにおける上場時からの市場価格の推移を始めとする上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、SBIホールディングスを始めとする本応募者及び対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書を取得しておりません。 本公開買付価格である18,000ウォンは、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成26年 6 月27日のKOSPIにおける対象者KDRの終値15,100ウォンに対して19.21%（小数点第三位を四捨五入し、以下プレミアムの計算において同様とします。）、同日までの過去 1 ヶ月間（平成26年 5 月28日から同年 6 月27日まで）の終値の単純平均値13,817ウォン（小数点以下を四捨五入し、以下終値の単純平均値の計算において同様とします。）に対して30.27%、同日までの過去 3 ヶ月間（平成26年 3 月28日から同年 6 月27日まで）の終値の単純平均値13,419ウォンに対して34.14%、同日までの過去 6 ヶ月間（平成25年12月30日から平成26年 6 月27日まで）の終値の単純平均値12,626ウォンに対して42.56%、同日までの過去 1 年間（平成25年 6 月28日から平成26年 6 月27日まで）の終値の単純平均値13,470ウォンに対して33.63%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) 公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が公表している財務情報及び事業戦略、対象者KDRの上場市場であるKOSPIにおける上場時からの市場価格の推移等の諸要素を総合的に考慮しました。また、公開買付者は、SBIホールディングスを始めとする本応募者及び対象者との間で本公開買付価格を始めとする本公開買付けの諸条件につき協議及び交渉を経て、平成26年6月27日に、本公開買付価格を18,000ウォンとする日韓公開買付けの実施を決定いたしました。 なお、公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関からの株式価値算定書を取得しておりませんが、その理由については、上記「算定の基礎」の記載をご参照ください。
-------	---

- (注) 本公開買付価格は18,000ウォンです。ただし、日本での公開買付けに応募された対象者株券等の代金につき韓国ウォン建てで決済を行うことは困難であるため、本公開買付けにおいては、韓国ウォンを円貨換算して応募株主等に対する売却代金の決済を行うこととします。具体的には、本公開買付価格である18,000ウォンを、公開買付期間の最終日の前営業日である平成26年8月11日午後2時現在のロイター・スクリーンのKFTC30ページに表示される1米ドルに対する韓国ウォンの売値と買値から算出される仲値及びJPNUページに表示される1米ドルに対する日本円の売値と買値から算出される仲値を基にして算出される円に対する韓国ウォンの外国為替レートに基づいて円貨換算(小数点以下四捨五入)し、更に、当該円貨換算した金額に応募株主等から買付けられた対象者普通株式の数を乗じて得られる金額を、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(3)【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
23,741,000(株)	—(株)	—(株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設けておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 買付予定数は、本公開買付けにおいて公開買付者が取得する可能性のある株券等の最大の数である、対象者が平成26年6月27日に提出した第14期有価証券報告書に記載された平成26年3月31日現在の発行済株式総数(23,741,000株)です。一方、韓国公開買付けにおける買付予定数の上限については、上記有価証券報告書に記載された平成26年3月31日現在の発行済株式総数(23,741,000株)から、本公開買付けへの応募に関して合意している本応募者が所有する対象者KDR数の合計に相当する16,777,090株を控除した6,963,910株(所有割合:29.33%)としております。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	23,741,000
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	23,741,000
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	23,741,000
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年7月1日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年7月1日現在)(個)(g)	12,170,612
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	12,170,612
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	12,170,612
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(j)	23,741,000
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($((a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i))) \times 100$)(%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(23,741,000株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 対象者によると、本書提出日現在、対象者普通株式は当該株式を裏付資産として全て対象者KDRとして発行されていることから、「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権の数に相当する対象者KDRに係る議決権の数と同じ数を記載し、「bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)」についても同様に当該対象者KDRに係る議決権の数を記載しています。
- (注3) 本公開買付けにおいては、特別関係者の所有株式についても対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年7月1日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。
- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成26年6月27日に提出した第14期有価証券報告書に記載された総株主等の議決権の数です。
- (注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(注) 本公開買付けにおいては、法の規定に従い、対象者普通株式及び対象者KDRを対象としておりますが、韓国の上場証券である対象者KDRにつきましては、韓国資本市場と金融投資業に関する法律、同法施行令及び施行規則、証券の発行及び公示等に関する規程、その他韓国の関連法令の規制により、日本国の居住者である公開買付者が韓国外で実施される本公開買付けにおいてその取得が困難であることが判明しております。従いまして、本公開買付けにおいては対象者普通株式の応募のみを受付け、対象者KDRの応募の受付けは行われません。韓国公開買付けではなく本公開買付けへの応募を希望される対象者KDRの所有者においては、対象者KDRを事前に対象者普通株式に転換の上で、ご応募ください。転換手続きにつきましては、対象者KDRが記録管理されている証券取引口座を開設している証券会社を通じて、KSDに対して転換申請をしていただく必要があります。転換手続きにおいては、KSDの代理人として日本国内における原株の保管機関である株式会社みずほ銀行を経由して発行されたKSD名義の対象者普通株式を表章する株券を()あらかじめ公開買付代理人に開設した応募株主等が指定する証券取引口座で保管するか、もしくは、()応募株主等自身が当該株券を受領の上、公開買付代理人までご持参いただき、本人名義に名義書換を行った上で、本公開買付けに応募いただくことになります。

ご参考までに、公開買付者は、本公開買付けと並行して行われている韓国公開買付けにおいては、対象者KDRのみを対象としております。対象者KDRを対象者普通株式に転換することなく対象者KDRのままでの応募を検討されている対象者KDRの所有者の皆様におかれまして、韓国公開買付けの事務取扱者であるハナ大投証券株式会社に必要な手続きをご確認ください。なお、公開買付者としては、韓国公開買付けが本公開買付けと並行して行われている事実を情報として提供することのみを企図しており、対象者株券等の所有者に対し韓国公開買付けへの応募を勧誘するものではありません。

応募株主等は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、対象者普通株式を表章する株券を添えて、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。また、下記「10 決済の方法」の「(3) 決済の方法」に記載のとおり、日本での公開買付けに応募された対象者株券等の代金につき韓国ウォン建てで決済を行うことは困難であるため、本公開買付けにおいては、韓国ウォンを円貨換算して応募株主等に対する売却代金の決済を行うこととします。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付けは行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)が必要になります。なお、本公開買付けにおける応募については、「特定口座」でのお取り扱いが出来ません。「一般口座」でのお取り扱いになります。

上記 の対象者KDRから対象者普通株式への転換、対象者普通株式を表章する株券の本人名義への名義書換及び上記 の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である応募株主等(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本国の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募の受付けに際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人・・・・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成されたもの)、健康保険証、運転免許証等(氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの)。

法人・・・・・・登記事項証明書(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの)。

法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの(1)、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの(2)が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し(3)が必要となります。

(1) 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則としてパスポートの提出をお願いいたします。

(2) 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認できる書類(居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの)の提出が必要です。

(3) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるものに限る、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

(注2) 日本国の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

日本国の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。なお、対象者普通株式は非上場株式でありますことにご留意ください。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時まで、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	42,757,541,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	32,000,000
その他(c)	3,500,000
合計(a) + (b) + (c)	42,793,041,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(23,741,000株)に、本公開買付価格である18,000ウォンを本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年6月27日午後2時現在のロイター・スクリーンのKFTC30ページに表示される1米ドルに対する韓国ウォンの売値と買値から算出される仲値及びJPNUページに表示される1米ドルに対する日本円の売値と買値から算出される仲値を基にして算出される円に対する韓国ウォンの外国為替レートに基づいて円貨換算した金額1,801円(小数点以下四捨五入)を乗じた金額を記載しています。なお、本公開買付けに実際に要する買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数(23,741,000株)に、本公開買付価格である18,000ウォンを公開買付期間の最終日の前営業日である平成26年8月11日午後2時現在のロイター・スクリーンのKFTC30ページに表示される1米ドルに対する韓国ウォンの売値と買値から算出される仲値及びJPNUページに表示される1米ドルに対する日本円の売値と買値から算出される仲値を基にして算出される円に対する韓国ウォンの外国為替レートに基づいて円貨換算した金額(小数点以下四捨五入)を乗じた金額となります。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	12,605,592
普通預金	4,315,530
計(a)	16,921,122

(注) 上記の金額のうち12,605,592千円については、株式会社みずほ銀行ソウル支店がウォン建てで発行した預金残高証明書に記載された金額を、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年6月27日午後2時現在のロイター・スクリーンのKFTC30ページに表示される1米ドルに対する韓国ウォンの売値と買値から算出される仲値及びJPNUページに表示される1米ドルに対する日本円の売値と買値から算出される仲値を基にして算出される円に対する韓国ウォンの外国為替レートに基づいて円貨換算(小数点以下四捨五入)した金額を記載しています。

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
	—	—	—	—
	—	—	—	—
計				—

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社みずほ銀行 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注） ブリッジローン 借入期間：2年6ヶ月（期限一括弁済） 金利：一般社団法人全銀協TIBOR運営機関の公表する日本円TIBORに基づく変動金利 担保：公開買付者株式、対象者普通株式等	24,000,000
計(b)				24,000,000

（注） 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行から、24,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を平成26年6月27日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
	—	—	—	—
	—	—	—	—
計(c)				—

【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
SBIホールディングスによる普通株式の引受による出資	2,000,000
T M M Z 1号によるA種優先株式の引受による出資	5,000,000
計(d)	7,000,000

（注１） 公開買付者は、上記金額に相当する出資の裏付けとして、SBIホールディングスより2,000,000千円を限度として出資する旨の証明書を平成26年6月27日付で取得しています。なお、公開買付者は、SBIホールディングスの平成26年6月30日付第16期有価証券報告書に記載された平成26年3月31日現在の貸借対照表により、SBIホールディングスが出資義務を負う金額以上の現預金を有していることを確認しております。

（注２） 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、T M M Z 1号から、5,000,000千円を限度として本メザニン出資を行う用意がある旨の証明書を平成26年6月27日付で取得しています。なお、当該投資契約において、出資実行の前提条件として本書の添付書類である出資証明書記載のとおりのもので定められる予定です。公開買付者は、T M M Z 1号から、以下の内容の報告を受けております。T M M Z 1号は、メザニン投資を行うことを主たる目的として、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき設立された投資事業有限責任組合です。T M M Z 1号は、本メザニン出資を実行するにあたって、T M M Z 1号の各組合員から必要な資金の出資を受ける予定です。T M M Z 1号は、無限責任組合員であるT M M Zの他、有限責任組合員である保険会社、銀行、適格機関投資家である事業会社及び信託銀行（年金信託勘定）を組合員としております。T M M Z 1号の組合員は、それぞれ一定額を上限額（以下「出資約束金額」といいます。）としてT M M Z 1号に金銭出資を行うことを約束しており、T M M Z 1号の無限責任組合員であるT M M Zから出資要請通知を受けた場合には、各有限責任組合員は、各自の出資約束金額から既にその有限責任組合員が出資した金額を控除した額（以下「出資約束残額」といいます。）の割合に応じて、出資約束残額の範囲内で金銭出資を行う義務を負っています。T M M Z 1号は、出資証明書を発行するにあたり、T M M Z 1号の有限責任組合員のうち、保険会社、銀行及び適格機関投資家である事業会社については、直近の貸借対照表その他の財務資料を確認する方法によりその資力を確認しております。また、信託銀行（年金信託勘定）についても、直近の運用資産残高又は年金資産金額は確認できておりませんが、過去の投資実績等に鑑みて、T M M Z 1号の有限責任組合員として適切に義務を履行しうる者であると判断しております。また、一部の有限責任組合員が出資義務を履行しない場合には（かかる出資義務を履行しない有限責任組合員を以下「不履行組合員」といいます。）、他の有限責任組合員（以下「非不履行組合員」といいます。）は、無限責任組合員の求めに応じて、不履行組合員の不履行となっている出資要請額を各非不履行組合員の出資約束残額の割合に応じて按分して、各非不履行組合員の出資約束残額の限度内で追加出資する義務（以下「代替出資義務」といいます。）を負っています。T M M Z 1号において、いずれか一つの有限責任組合員が出資義務を履行しない場合に、他の有限責任組合員が代替出資義務を負担することとなる金額は、その出資約束残額の合計額を超えない範囲となります。従って、いずれか一つの有限責任組合員が不履行組合員となった場合であっても、他の有限責任組合員による代替出資義務の全額が履行されることにより、本メザニン出資に必要な資金の全てについて、T M M Z 1号の組合員から出資を受けられることが確実であると判断しております。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

47,921,122千円（(a) + (b) + (c) + (d)）

（３）【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

９【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2)【決済の開始日】

平成26年8月21日(木曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。本公開買付価格は18,000ウォンですが、日本での公開買付けに応募された対象者株券等の代金につき韓国ウォン建てで決済を行うことは困難であるため、本公開買付けにおいては、韓国ウォンを円貨換算して応募株主等に対する売却代金の決済を行うこととします。具体的には、本公開買付価格である18,000ウォンを、公開買付期間の最終日の前営業日である平成26年8月11日午後2時現在のロイター・スクリーンのKFTC30ページに表示される1米ドルに対する韓国ウォンの売値と買値から算出される仲値及びJPNUページに表示される1米ドルに対する日本円の売値と買値から算出される仲値を基にして算出される円に対する韓国ウォンの外国為替レートに基づいて円貨換算(小数点以下四捨五入)し、更に、当該円貨換算した金額に応募株主等から買い付けられた対象者普通株式の数を乗じて得られる金額を、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに返還いたします。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

本公開買付けにおいては、買付予定数に下限及び上限を設定していないため、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしチ及びウないしソ、及び第3号イないしト及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項としては、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3)【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「 7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いに応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第 2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	事項
平成26年 5 月	商号をCSMホールディングス株式会社とし、平成26年 5 月20日に本店所在地を東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号とし、資本金を25,000円とする株式会社として設立。
平成26年 6 月	カーライル・ファンドを割当先とした普通株式による第三者割当増資の実施により資本金を85億円とする。

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

- (1) 株式保有による事業活動の支配管理
- (2) 前号に付随関連する一切の事業

事業の内容

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び保有することを事業の内容としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成26年 7 月 1 日現在

資本金の額	発行済株式の総数
8,500,000,000円	340,000株

(注 1) 公開買付者は、平成26年 6 月26日付でカーライル・ファンドを割当先とした普通株式による第三者割当増資を行い、本書提出日現在の資本金及び発行済株式の総数は上記表に記載のとおりですが、登記申請中のため、本書の添付書類である公開買付者の履歴事項全部証明書には、上記第三者割当増資による発行済株式の総数の増加(339,999株)及び資本金の増加額(8,499,975,000円)は反映されておられません。

(注 2) 公開買付者は、上記「第 1 公開買付要項」「8 買付け等に要する資金」「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」「その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けの決済の開始日の 5 営業日前までにSBIホールディングスから普通株式で2,000,000千円及び本公開買付けの決済の開始日の 2 営業日前までに T M M Z 1 号から優先株式で5,000,000千円を限度としてそれぞれ出資を受ける予定です。

【大株主】

平成26年 7 月 1 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
CJP CSM Holdings, L.P.	Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	340,000	100.00
計	—	340,000	100.00

(注 1) 公開買付者は、平成26年 6 月26日付でカーライル・ファンドを割当先とした普通株式による第三者割当増資を行い、本書提出日現在のカーライル・ファンドによる所有株式の数は上記表に記載のとおりですが、登記申請中のため、本書の添付書類である公開買付者の履歴事項全部証明書には、上記第三者割当増資による発行済株式の総数の増加(339,999株)が反映されておられません。

(注 2) 公開買付者は、上記「第 1 公開買付要項」「8 買付け等に要する資金」「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」「その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けの決済の開始日の 5 営業日前までにSBIホールディングスから普通株式で2,000,000千円及び本公開買付けの決済の開始日の 2 営業日前までに T M M Z 1 号から優先株式で5,000,000千円を限度としてそれぞれ出資を受ける予定です。

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成26年7月1日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
代表取締役	—	安達 保	昭和28年10月12日	昭和52年4月 昭和63年1月 平成7年6月 平成9年3月 平成11年3月 平成12年12月 平成15年5月 平成15年6月 平成19年11月 平成21年6月 平成25年3月 平成26年5月	三菱商事株式会社入社 マッキンゼー・アンド・カンパニー・イン ク・ジャパン入社 同社 パートナー就任 GEキャピタル・ジャパン 事業開発本部長 就任 株式会社日本リースオート 代表取締役社 長就任 GEフリートサービス株式会社 代表取締役 社長就任 カーライル・ジャパン・エルエルシー マ ネージングディレクター 日本代表就任 株式会社ベネッセコーポレーション(現: 株式会社ベネッセホールディングス)取締 役就任 カーライル・ジャパン・エルエルシー マ ネージングディレクター 日本共同代表就 任(現任) 株式会社ベネッセコーポレーション(現: 株式会社ベネッセホールディングス)取締 役就任(現任) ヤマハ発動機株式会社 取締役就任(現 任) 公開買付者代表取締役就任(現任)	—
取締役	—	トーマス・マイ ルホーファー	昭和47年5月14日	平成7年6月 平成12年4月 平成18年1月 平成21年1月 平成23年1月 平成26年5月	アーサー・アンダーセン・エルエルビー マネージャー カーライル・グループ・エンプロイー・ シーオー・エルエルシー ファンド・コン トラローラー カーライル・グループ・エンプロイー・ シーオー・エルエルシー コーポレート・ ディベロップメント カーライル・グループ・エンプロイー・ シーオー・エルエルシー プリンシパル カーライル・グループ・エンプロイー・ シーオー・エルエルシー マネージング・ ディレクター コーポレート・エクイティ 部門チーフ・フィナンシャル・オフィサー (現任) 公開買付者取締役就任(現任)	—
取締役	—	ノーマ・クンツ	昭和51年11月5日	平成10年9月 平成14年7月 平成20年9月 平成23年5月 平成26年1月 平成26年5月	アーサー・アンダーセン・エルエルビー オーディットシニア アリード・キャピタル・コーポレーショ ン シニア・ヴァイス・プレジデント アリード・キャピタル・コーポレーショ ン エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデ ント、チーフ・バリユエーション・オフィ サー カーライル・グループ・エンプロイー・ シーオー・エルエルシー プリンシパル カーライル・グループ・エンプロイー・ シーオー・エルエルシー マネージング・ ディレクター(現任) 公開買付者取締役就任(現任)	—
計						—

(2) 【経理の状況】

公開買付者は平成26年5月20日に設立された株式会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第 3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成26年 7 月 1 日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に 該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に 該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 (韓国預託証券)	12,170,612	—	—
合 計	12,170,612	—	—
所有株券等の合計数	12,170,612	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(12,170,612)	—	—

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成26年 7 月 1 日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に 該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に 該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 (韓国預託証券)	—	—	—
合 計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計) 】

(平成26年 7 月 1 日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に 該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に 該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 (韓国預託証券)	12,170,612	—	—
合 計	12,170,612	—	—
所有株券等の合計数	12,170,612	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(12,170,612)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳) 】

【特別関係者】

(平成26年 7 月 1 日現在)

氏名又は名称	SBIホールディングス株式会社
住所又は所在地	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
職業又は事業の内容	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等
連絡先	連絡者 SBIホールディングス株式会社 取締役 執行役員常務 森田 俊平 連絡場所 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 電話番号 03-6229-0100 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) SBIホールディングスは、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済の開始日の 5 営業日前までに、自ら公開買付者に対して出資を行うことを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

【所有株券等の数】

SBIホールディングス株式会社

(平成26年 7 月 1 日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に 該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に 該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 (韓国預託証券)	12,170,612	—	—
合計	12,170,612	—	—
所有株券等の合計数	12,170,612	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(12,170,612)	—	—

(注) 対象者普通株式についてはKSDがその全てを所有しており、SBIホールディングスは当該普通株式を裏付資産として発行された対象者KDRを実質的に12,170,612個所有しており、間接的に議決権を行使することが認められています。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、SBIホールディングス（所有KDR数：12,170,612個（12,170,612株相当）、所有割合：51.26%）との間で、平成26年6月27日付けで、SBIホールディングスが所有する全ての対象者KDRを対象者普通株式に転換して本公開買付けへ応募することを合意し応募契約書を締結しております。詳細については、「第1 公開買付要領」の「3 買付け等の目的」の「(7) 本公開買付けに関する合意」の「() 本応募契約」の記載をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

公開買付者は、本公開買付けと並行して韓国公開買付けを実施しております。韓国公開買付けにおいては買付予定数の上限を6,963,910株（所有割合：29.33%）としており、公開買付価格は及び公開買付期間は、それぞれ本公開買付けと同様に18,000ウォン及び平成26年7月1日から平成26年8月12日までとなっております。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年6月27日開催の対象者取締役会において、日韓公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者株券等の所有者の皆様に対して日韓公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。詳細については、「第1 公開買付要領」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」の記載をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、対象者の代表取締役会長執行役員CEOである北尾氏（所有KDR数：122,950個（122,950株相当）、所有割合：0.52%）及び対象者の代表取締役社長執行役員COOである直海氏（所有KDR数：90,140個（90,140株相当）、所有割合：0.38%）との間で、それぞれ平成26年6月27日付けで、北尾氏及び直海氏が所有する全ての対象者KDRを対象者普通株式に転換して本公開買付けへ応募することを合意し応募契約書を締結しております。詳細については、「第1 公開買付要領」の「3 買付け等の目的」の「(7) 本公開買付けに関する合意」の「（ ）本応募契約」の記載をご参照ください。

第 5 【対象者の状況】

1 【最近 3 年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2) 【1 株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1 株当たり当期純損益	—	—	—
1 株当たり配当額	—	—	—
1 株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

(単位：上段はウォン、下段 () 内は円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	韓国取引所有価証券市場（KOSPI）						
月別	平成25年12月	平成26年 1 月	平成26年 2 月	平成26年 3 月	平成26年 4 月	平成26年 5 月	平成26年 6 月
最高株価	12,500 (1,251)	12,100 (1,211)	13,500 (1,351)	12,650 (1,266)	13,750 (1,376)	14,550 (1,456)	17,350 (1,736)
最低株価	10,100 (1,010)	10,350 (1,035)	11,250 (1,125)	11,000 (1,100)	11,350 (1,136)	13,150 (1,316)	12,450 (1,246)

- (注 1) 対象者KDRは日本国における金融商品取引所には上場しておらず、最高・最低株価には、韓国のKOSPIにおける対象者KDRの市場価格を記載しております。
- (注 2) 最高・最低株価の韓国ウォンから円への換算については、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年6月27日午後 2 時現在のロイター・スクリーンのKFTC30ページに表示される 1 米ドルに対する韓国ウォンの売値と買値から算出される仲値及びJPNUページに表示される 1 米ドルに対する日本円の売値と買値から算出される仲値を基にして算出される円に対する韓国ウォンの外国為替レートに基づいた金額（小数点以下四捨五入）としております。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（ 1 単元の株式数 株 ）								単元未満株式の状況 （ 株 ）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 （ 単元 ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合（ ％ ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第13期 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日) 平成25年 6 月28日関東財務局長に提出

事業年度 第14期 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日) 平成26年 6 月27日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

SBIモーゲージ株式会社

(東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

対象者プレスリリースによると、対象者は、平成26年6月27日開催の取締役会において、日韓公開買付けに応募しなかった対象者株券等の所有者の皆様のみ配当を行った場合には、日韓公開買付けに応募した対象者株券等の所有者の皆様の不利益が生じることから、日韓公開買付けが成立することを条件に、平成26年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された対象者KDRの所有者及び対象者普通株式の所有者又は登録質権者に対する平成26年9月期の中間配当を実施しないことを決議したとのことです。